

第13回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和6年6月24日（月曜日）

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第29号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る
あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第30号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 6件 |
| 第 6 | 報告第31号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 7 | 議案第62号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 3件 |
| 第 8 | 議案第63号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第64号 農業振興地域整備計画の変更について | 2件 |
| 第10 | 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第11 | 議案第66号 農用地の買入協議に係る要請について | 3件 |
| 第12 | 議案第67号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 35件 |

○出席委員（14名）

2番 澁谷 洋 君	3番 大泉 義明 君	4番 小野寺典男 君
5番 佐藤 松喜 君	6番 渡邊 裕義 君	7番 森田 享子 君
8番 舟山 珠代 君	9番 津野 齊 君	10番 甲斐やす子 君
11番 笛木 眞一 君	13番 熊谷 英二 君	14番 嶋中 勝 君
15番 遠藤 聡 君	16番 佐藤 徳市 君	

○議事参与の制限を受けた委員（3名）

●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君 ●番 ●● ●● 君

○欠席委員（2名）

1番 平山 正志 君 12番 山本 政弘 君

○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	事務局次長 小幡 裕也 君
振興係長 工藤 理恵 君	農地係長 青島 雅明 君
主 任 湊谷 沙紀 君	

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第13回標茶町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

(午前 9時47分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

14番・嶋中君 15番・遠藤君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

第13回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配付のとおりであります。

◎報告第29号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第29号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題といたします。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第29号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 25.1ha

指名年月日 令和6年6月7日

申出の種類 売買

指名あっせん委員は、澁谷委員、佐藤松喜委員、甲斐委員、笛木委員。

番号2

あっせん申出者、●●●●、●●●●さん

申出面積 84.0ha

指名年月日 令和6年6月11日

申出の種類 賃貸借

指名あっせん委員は、平山委員、佐藤松喜委員、津野委員、笛木委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第29号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第30号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第30号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容6件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第30号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。
別紙のとおり6件となっております。

番号1

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 佐藤松喜委員、甲斐委員、笛木委員

報告年月日 令和6年6月11日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字標茶227-6

現況地目 畑

面積 115,097㎡外1筆、合計面積は201,679㎡

価格 7,942,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は資金借入

続きまして、

土地の所在 字虹別原野270-1

現況地目 畑

面積 49,333㎡

価格 3,453,000円

譲受人氏名 ●●●●さん

予定資金関係は自己資金

なお番号1につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷 洋君） 2番、澁谷です。

報告第30号、番号1について報告いたします。

令和6年6月11日に佐藤松喜委員、甲斐委員、笛木委員と私、事務局より青島係長で第1回あっせん委員会を開催しました。

本件は、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社の取得した農地を、●●●●さん、●●●●さんが借り上げ、今年度公社より売渡を受ける案件となっております。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号2

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 甲斐委員、嶋中委員

報告年月日 令和6年5月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在 字上オソツベツ原野61-1

現況地目 畑

面積 11,039㎡外1筆、合計面積は25,351㎡

価格 830,000円

譲受人氏名は●●●●さん

予定資金関係は自己資金となっております。

なお番号2につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 13番・熊谷君。

○13番(熊谷英二君) 13番、熊谷です。

報告第30号、番号2について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、甲斐委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行い価格決定し、●●●●さんに価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年5月10日に熊谷委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で中オソツベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、譲受者を●●●●さんに決定しました。

内容については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2は報告のとおり承認されました。

続きまして、番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号3

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 甲斐委員

あっせん委員 澁谷委員、森田委員、熊谷委員

報告年月日 令和6年5月22日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字西標茶65-19

現況地目 畑

面積 1,010㎡外9筆、合計面積は325,478㎡

価格 10,138,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号3につきましてはあっせん委員長であります甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

報告第30号 番号3について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年5月22日に役場小会議室において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については報告のとおり承認されました。

続きまして、番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号4

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 澁谷委員

あっせん委員 甲斐委員、熊谷委員、嶋中委員

報告年月日 令和6年5月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字オソツベツ500-1

現況地目 畑

面積 24,842㎡外16筆、合計面積は624,870㎡

価格 14,789,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号4につきましてはあっせん委員長であります澁谷委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

報告第30号 番号4について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年5月10日に熊谷委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で中オソツベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びにあっせんにあたられま

した、2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については報告のとおり承認されました。

続きまして、番号5を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号5

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 熊谷委員

あっせん委員 澁谷委員、甲斐委員、嶋中委員

報告年月日 令和6年5月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字オソツベツ563-1

現況地目 畑

面積 88,212㎡外8筆、合計面積は379,706㎡

価格 15,960,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号5につきましてはあっせん委員長であります熊谷委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 13番・熊谷君。

○13番(熊谷英二君) 13番、熊谷です。

報告第30号 番号5について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年5月10日に澁谷委員、甲斐委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で中オソツベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●さんに決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、13番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については報告のとおり承認されました。

続きまして、番号6を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

番号6

あっせん譲渡申出者 ●●●●、●●●●さん

あっせん委員長 甲斐委員

あっせん委員 澁谷委員、熊谷委員、嶋中委員

報告年月日 令和6年5月10日

譲受人、地番、価格等につきましては下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社が買い取り、認定を受けた者の経営が安定するまでの間、一時貸付した後売渡すこととなりましたので、報告いたします。

土地の所在 字オソツベツ212-1

現況地目 畑

面積 15,390㎡外5筆、合計面積は151,865㎡

価格 4,607,000円

一時貸付予定者は●●●●さん

なお番号6につきましてはあっせん委員長であります甲斐委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 10番・甲斐君。

○10番（甲斐やす子君） 10番、甲斐です。

報告第30号 番号6について報告いたします。

令和6年5月1日に澁谷委員、舟山委員、熊谷委員と私、事務局より青島係長で現地調査を行いました。

申出者に土地の価格を提示したところ譲渡の承諾を得ました。

令和6年5月10日に澁谷委員、熊谷委員、嶋中委員と私、事務局より青島係長で中オソベツ集落改善センターにおいて第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者を調整したところ●●●●●に決定しましたが、譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要望がありました。

詳細については事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号6について事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、10番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号6については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第30号、内容6件は報告のとおり承認されました。

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第31号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

報告第31号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

あっせん賃貸借申出者 ●●●●●、●●●●●さん

あっせん委員長 山本委員

あっせん委員 小野寺委員、津野委員、遠藤委員

報告年月日 令和6年5月13日

借受人、地番、金額等につきましては下記のとおりとなっております。

土地の所在、字阿歴内39-1の内

現況地目、畑

面積、16,2334㎡外3筆、合計面積は130,908㎡

年間賃貸料 415,658円

借受人氏名 ●●●●●さん

賃貸借期間 公告の日から令和7年6月27日

なお番号1につきましてはあっせん委員であります遠藤委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番・遠藤です。

報告第31号、番号1について報告いたします。

あっせん委員に山本委員、熊谷委員と私が指名されましたので、令和6年5月2日に現地調査にて賃貸料の算定を行いました。

申出者に賃貸料を提示したところ賃貸の承諾を得ました。

令和6年5月13日に小野寺委員、津野委員、山本委員と私、事務局より青島係長で阿歴内公民館において第2回あっせん委員会を開催し、借り受け希望者を調整したところ、●●●●さんに決定しました。

内容については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びにあっせんにあたられました、15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第31号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎議案第62号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第62号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

議案第62号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1

賃借人、●●●●、●●●●さん

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字オソツベツ 7 5 5 - 1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、55,021㎡

設定内容、賃貸借

契約年月日、令和 2 年 6 月 1 日

契約期間、令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 6 年 3 月 4 日となっております。

なお、番号 1 については澁谷委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2 番・澁谷君。

○2 番（澁谷洋君） 2 番、澁谷です。

議案第 5 7 号、番号 1 について説明させていただきます。

6 月 1 1 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2 番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2

賃借人、●●●●、●●●●さん

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字上多和 1 0 5 - 1

地目、登記簿原野、現況畑

面積、18,196㎡外40筆、合計面積は492,374㎡。

設定内容、賃貸借

契約年月日、令和5年8月3日

契約期間、令和5年8月3日から令和15年8月2日まで

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和6年6月10日となっております。

なお、番号2については大泉委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君）3番・大泉君。

○3番（大泉義明君）3番、大泉です。

議案第62号、番号2について説明させていただきます。

6月21日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号3

賃借人、●●●●、●●●●さん

賃貸人、●●●●、●●●●さん

土地の表示、字上オソツベツ原野 1 2 0 - 6 9 の内
地目、登記簿、現況ともに畑
面積、61,938㎡外 2 筆、合計面積は200,157㎡。
設定内容、賃貸借
契約年月日、令和 2 年 9 月 2 5 日
契約期間、令和 2 年 9 月 2 5 日から令和 1 2 年 9 月 2 4 日まで
賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 6 年 5 月 2 4 日となつて
おります。

なお、番号 3 については舟山委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8 番・舟山君。

○ 8 番（舟山珠代君） 8 番、舟山です。

議案第 6 2 号、番号 3 について説明させていただきます。

6 月 1 7 日に現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、●●●●さんと、賃借人、●●●●さんの賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡
時期から 6 カ月以内に成立しているため、農地法第 1 8 条第 1 項第 2 号の要件を満たし、許可が不
要であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、8 番・舟
山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 3 については原案可決されました。

以上をもって、議案第 6 2 号、内容 3 件は原案可決されました。

（●●●●君復席）

◎議案第 6 3 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 8。議案第 6 3 号、現況証明願について、内容 1 件を議題といたし
ます。

番号 1 を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第63号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1

土地の所在、字西熊牛原野西3線81-1の内

登記簿地目、畑

現況、農地、採草放牧地以外

農地区分、一般民有地

利用状況、山林

面積、4,428.34㎡他2筆、合計面積は8,303.16㎡。

所有者名、●●●●さん

申請者名、●●●●さん

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員

調査年月日、令和6年6月11日

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 14番・嶋中君。

○14番（嶋中勝君） 14番、嶋中です。

議案第63号、番号1について報告いたします。

令和6年6月11日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており、隣接農地とはっきりと区別されておりました。以上のことから、この土地は農地・採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番、嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第63号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第64号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第64号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2

件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第64号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1

区分、除外

地番、字虹別465-1

現況地目、畑。

面積、92,797㎡の内715.04㎡

事業主体、●●●●、●●●●さん

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第64号、番号1について報告いたします。

令和6年5月7日に平山委員、佐藤松喜委員と私、事務局より青島係長で現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の3ページから4ページに記載されていますので、ご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、11番、笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続きまして番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

番号2

区分、除外。

地番、字虹別原野69線99-1

現況地目、原野。

面積、15,841㎡の内12,472㎡

事業主体、●●●●、●●●●

土地所有者は、●●●●さん

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定したものであります。

なお、調査結果につきましては、佐藤松喜委員より報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 5番・佐藤松喜君。

○5番(佐藤松喜君) 5番、佐藤です。

議案第64号 番号2について報告いたします。

令和6年5月14日に平山委員、大泉委員、笛木委員と私、事務局より青島係長と現地調査をしてまいりました。

申請地は参考資料の5ページから6ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

土地の表示及び状況、面積は記載のとおり確認しています。

現地調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことからこの除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第64号、内容2件は原案可決されました。

◎議案第65号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第65号、農地法第3条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長(青島雅明君) はい。

議案第65号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件であります。

番号1

譲渡人、●●●●、●●●●さん

譲受人、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ631-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、43,499㎡外11筆、合計面積は202,860.23㎡。

契約の種類、売買

譲渡人 相手方の希望による、譲受人 経営規模拡大のため

資金調達の方法及び価格 自己資金 4,630,466円

譲受人世帯員4名

畑 譲受人 714,319㎡うち借入地164,428㎡。

経営状況につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては舟山委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 8番・舟山君。

○8番(舟山珠代君) 8番、舟山です。

議案第65号、番号1について報告いたします。

6月18日に現地調査を行ってまいりました。

この売買契約については、●●●●さんは相手方要望により農地を譲渡し、●●●●さんは経営規模拡大のため、今回の申請となりました。

申請地を取得する●●●●さんについては、農地法第3条の許可要件を満たしており、許可については問題がないと判断いたします。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました8番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第65号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第66号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第66号、農用地の買入協議に係る要請について、内容3件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号3まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号3まで内容3件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長青島君。

○農地係長（青島雅明君） はい。

議案第66号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は別紙のとおり3件であります。

番号1

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。

申出を受けた年月日、令和6年4月24日。

土地の所在、字西標茶65-19。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積1,010㎡外9筆、合計面積は325,478㎡。

続きまして、

番号2

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。
申出を受けた年月日、令和6年4月24日。
土地の所在、字オソツベツ500-1
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積24,842㎡外16筆、合計面積は624,870㎡。

続きまして、
番号3

利用調整申出者、●●●●、●●●●さん。
申出を受けた年月日、令和6年3月6日。
土地の所在、字オソツベツ563-1
地目、登記簿、現況ともに畑。
面積88,212㎡外8筆、合計面積は379,706㎡。
以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号3について事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号3については原案可決されました。
以上をもって、議案第66号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第67号

○会長（佐藤徳市君） 日程第12。議案第67号、農用地利用集積計画の作成の要請について、
内容35件を議題といたします。

お諮りいたします。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。
議案第67号について説明させていただきます。
農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促

進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり35件となっております。

番号1

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字標茶227-6

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、115,097㎡外1筆、合計面積201,679㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年6月28日

対価の支払期限、令和6年9月2日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、7,942,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号2については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野270-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、49,333㎡

価格、3,453,000円

なお、番号1から番号2は、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号3

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野965

地目、登記簿原野、現況畑

面積、1,485㎡外1筆、合計面積30,321㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年6月28日

対価の支払期限、令和6年7月31日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、1,992,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号3については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君）ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題といたします。

事務局より内容説明をさせます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君）はい。

番号4

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野61-1

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、11,039㎡外1筆、合計面積25,351㎡

利用権設定等の種類、所有権の移転

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、売買

所有権移転の時期、令和6年6月28日

対価の支払期限、令和6年7月31日

土地の引渡時期、対価の支払日

価格、830,000円

支払方法は指定口座振込みとなっております。

なお、番号4については、あっせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号5から番号9まで内容5件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号9まで内容5件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号5

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字塘路277-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、5,561㎡外9筆、合計面積は347,494㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

成立する法律関係、賃貸借

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年3月30日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間131,080円

支払方法は毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6から番号9については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野67-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、49,717㎡外8筆、合計面積は377,947㎡

利用権設定等の内容、普通畑

金額は、年間244,470円

番号7

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野298-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、30,697㎡

利用権設定等の内容、普通畑

金額は、年間21,400円

番号8

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野719-15

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、22,467㎡外3筆、合計面積は36,065㎡

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地

金額は、年間20,940円

番号9

利用権の設定等を受ける者、●●●●●、●●●●●さん

土地の所在、字虹別原野266-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、47,873㎡

利用権設定等の内容、普通畑

金額は、年間32,700円となっております。

なお、番号5から番号9については、あっせん案件でありますのであらためての調査は起こっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。
よって、番号5から番号9まで内容5件については原案可決されました。
続いて番号10を議題といたします。
事務局より内容説明させます。
振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号10

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内39-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、16,234㎡外3筆、合計面積は130,908㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

成立する法律関係、賃貸借

利用権設定等の内容、普通畑

利用権の期間、令和6年6月28日から令和7年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間415,658円

支払方法は毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号10については、あつせん案件でありますのであらためての調査はおこなっておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。
これより本件に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。
これより本件については採決いたします。
原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号10については原案可決されました。

続いて番号11を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号11

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字ヌマオロ原野基線50-2

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、16,844㎡外2筆、合計面積は52,196㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

成立する法律関係、賃貸借

利用権設定等の内容、普通畑

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間75,000円

支払方法は毎年12月末日までに現金払いとなっております。

なお、番号11については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第67号、番号11について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月11日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号11については原案可決されました。

続いて番号12を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号12

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字オソツベツ755-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、55,021㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間170,565円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号12については澁谷委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 2番・澁谷君。

○2番（澁谷洋君） 2番、澁谷です。

議案第67号、番号12について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月11日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号12については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号13から番号15まで内容3件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号13から番号15まで内容3件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号13

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-36

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、25,878㎡外1筆、合計面積は45,763㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間9,152円

支払方法は毎年5月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号14から番号15については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号13と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号14

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野120-69

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、64,020㎡外1筆、合計面積は123,267㎡

金額は、年間24,653円

番号15

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上オソツベツ原野 1 2 0 - 7 8

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、97,128㎡

金額は、年間19,425円となっております。

以上です。

なお、番号 1 3 から番号 1 5 については舟山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8 番・舟山君。

○8 番（舟山珠代君） 8 番、舟山です。

議案第 6 7 号、番号 1 3 から番号 1 5 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6 月 1 7 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 8 番・舟山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 3 から番号 1 5 まで内容 3 件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） お諮りいたします。

番号 1 6 から番号 1 7 まで内容 2 件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 6 から番号 1 7 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号16

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字クチョロ原野北25線31-4の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、4,491㎡外8筆、合計は31,234㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間99,940円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

ります。

なお、番号17については、利用権の設定等を受ける者、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号16と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号17

土地の所在、字クチョロ原野北26線28-4の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、16,445㎡外2筆、合計は66,855㎡

金額は、年間140,390円となっております。

以上です。

なお、番号16から番号17については舟山委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 8番・舟山君。

○8番（舟山珠代君） 8番、舟山です。

議案第67号、番号16から番号17について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました8番・舟山珠代君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号16から番号17まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号18を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号18

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字上多和105-1

地目、登記簿原野、現況畑

面積、18,196㎡外40筆、合計は492,374㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和15年8月2日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間270,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号18については大泉委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 3番・大泉君。

○3番(大泉義明君) 3番、大泉です。

議案第67号、番号18について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月21日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました2番・大泉君

の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号18については原案可決されました。

続いて番号19を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号19

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野60線108-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、44,932㎡外6筆、合計は138,006㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間427,818円

支払方法は毎年11月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号19については平山委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第67号、番号19について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました1番、平山君

の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号19については原案可決されました。

続いて番号20を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号20

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野118-9

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、48,780㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間151,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

以上です。

なお、番号20については佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 5番・佐藤松喜君。

○5番（佐藤松喜君） 5番、佐藤です。

議案第67号、番号20について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました5番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号20については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号21から番号25まで内容5件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号25まで内容5件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号21

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野555-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、76,811㎡外1筆、合計は91,737㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間293,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

なお、番号22から番号25については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号21と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号22

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野675-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑
面積、27,242㎡外1筆、合計は64,538㎡
金額は、年間206,000円となっております。

番号23

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字虹別原野726-11の内
地目、登記簿、現況ともに畑
面積、46,318㎡
金額は、年間148,000円となっております。

番号24

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字虹別原野728-8の内
地目、登記簿、現況ともに畑
面積、48,680㎡
金額は、年間155,000円となっております。

番号25

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん
土地の所在、字虹別原野554-1の内
地目、登記簿、現況ともに畑
面積、34,729㎡外2筆、合計は93,322㎡
金額は、年間298,000円となっております。
以上です。

なお、番号21から番号25については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 11番・笛木君。

○11番（笛木眞一君） 11番、笛木です。

議案第67号、番号21から番号25について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月16日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手側の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました11番・笛木

君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号21から番号25まで内容5件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号26から番号27まで内容2件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号26から番号27まで内容2件を、一括議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

(●●●●君退席)

○会長(佐藤徳市君) 事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号26

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字虹別原野579-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、44,651㎡外3筆、合計は217,785㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間696,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号27については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号26と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号27

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇虹別原野 3 8 6 - 1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、45,944㎡外 1 筆、合計は 92,370㎡

利用権の期間、令和 6 年 6 月 2 8 日から令和 1 6 年 6 月 2 7 日

金額は、年間 295,584 円となっております。

以上です。

なお、番号 2 6 から番号 2 7 については笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 1 1 番・笛木君。

○1 1 番（笛木眞一君） 1 1 番、笛木です。

議案第 6 7 号、番号 2 6 から番号 2 7 について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6 月 1 6 日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました 1 1 番・笛木君の報告を終わります。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 6 から番号 2 7 まで内容 2 件については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） お諮りいたします。

番号 2 8 から番号 2 9 まで内容 2 件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 8 から番号 2 9 まで内容 2 件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号 2 8

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字雷別125-1の内

地目、登記簿原野、現況畑

面積、20,274㎡外6筆、合計は306,574㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和16年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間500,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

なお、番号29については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号28と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号29

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字中チャンベツ39-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、14,145㎡外8筆、合計は193,899㎡

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

金額は、年間600,000円となっております。

以上です。

なお、番号28から番号29については山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第67号、番号28から番号29について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の、●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号28から番号29まで内容2件については原案可決されました。

お諮りいたします。

番号30から番号31まで内容2件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号30から番号31まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長(工藤理恵君) はい。

番号30

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字片無去27-4の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、18,233㎡外1筆、合計は32,755㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間96,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みととなっております。

なお、番号31については、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号30と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号31

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字片無去20-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、15,584㎡外4筆、合計は177,545㎡

金額は、年間528,000円となっております。

以上です。

なお、番号30から番号31については山本委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告を基に代わりに事務局より報告させていただきます。

議案第67号、番号30から番号31について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月19日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さん、●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました12番・山本君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号30から番号31まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号32を議題といたします。

なお、●番・●●君は農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象となっておりますので、除斥を求めます。

（●●●●君退席）

○会長（佐藤徳市君） 事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号32

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇阿歴内原野北4線128-1

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、13,767㎡、合計は111,258㎡

利用権設定等の種類、賃貸権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間222,516円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号32については小野寺委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 4番・小野寺君。

○4番（小野寺典男君） 4番、小野寺です。

議案第67号、番号32について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月14日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました4番・小野寺君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号32については原案可決されました。

（●●●●君復席）

○会長（佐藤徳市君） お諮りいたします。

番号33から番号34まで内容2件について、審議の都合上、一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号33から番号34まで内容2件を、一括議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号33

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇阿歴内原野北2線18-2の内

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、9,897㎡外3筆、合計は61,076㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間184,000円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号34については、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、支払方法が番号33と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号34

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、宇阿歴内37-1の内

地目、登記簿牧場、現況畑

面積、92,508㎡外1筆、合計は186,529㎡

金額は、年間596,892円となっております。

以上です。

なお、番号33から番号34については津野委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 9番・津野君。

○9番（津野齊君） 9番、津野です。

議案第67号、番号33から番号34について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、継続及び新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さん、●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました9番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号33から番号34まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号35を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長工藤君。

○振興係長（工藤理恵君） はい。

番号35

利用権の設定等を受ける者、●●●●、●●●●さん

利用権の設定等をする者、●●●●、●●●●さん

土地の所在、字阿歴内44-1の内

地目、登記簿、現況ともに畑

面積、133,789㎡外3筆、合計は242,499㎡

利用権設定等の種類、賃借権の設定

利用権設定等の内容、普通畑

成立する法律関係、賃貸借

利用権の期間、令和6年6月28日から令和11年6月27日

土地の引渡時期、令和6年6月28日

金額は、年間753,961円

支払方法は毎年10月末までに指定口座振込みとなっております。

以上です。

なお、番号35については遠藤委員に調査を依頼しておりますので報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 15番・遠藤君。

○15番（遠藤聡君） 15番、遠藤です。

議案第67号、番号35について報告いたします。

事務局より調査依頼があり、6月12日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は、新規の賃貸借契約であり、記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の希望により農地を貸付け、借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに現地調査にあたられました15番・遠藤君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決いたします。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号35については原案可決されました。

以上をもって、議案第67号、内容35件については原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第13回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第13回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前11時32分閉会)